

月例研究会（2025年11月19日）

「革新主義時代」のフェミニズムと「家政学」

——無償労働とジェンダー平等

原 伸子

本報告は、柳田芳伸・原伸子編『経済学者たちの女性論——ジェンダーの視点で経済思想を問う』（昭和堂、2025年11月）に所収の同名の論文をもとにしている。その課題は、20世紀初頭のアメリカにおけるヘーゼル・カーク、マーガレット・リード、エリザベス・ホイトラによる「家政学 Home Economics」の成立を、無償の家事労働の「発見」という意味において、フェミニスト経済学の「前史」に位置づけることである。それは同時に、19世紀末から20世紀初頭の「革新主義時代」におけるフェミニズム運動と家政学成立との関係を問うことである。従来、1920年代に成立した「家政学」は、「革新主義時代」におけるフェミニズムによる「無償労働の発見」との連携を考慮することなく論じられることが多かった。すなわち、一方では「家政学 Home Economics」の成立を、19世紀半ばのキャサリン・ピーチャーによる Domestic Economy とその教育の提唱やエレン・リチャーズによる「家政学運動」に直接に結びつけることであり、他方では1920年代に成立した「家政学」が経済学における「消費」部面を直接の対象としたことの経済学史上の重要な意義を認めながらも、「無償労働の発見」とそれがジェンダー平等にもつ意味を問うことなく議論を展開することである。それに対して筆者は、世紀転換期における「全国消費者連盟」や「全国婦人労働組合連盟」などのフェミニズム運動が女性の家庭における「無償労働」

の正当な評価を求めたこと、そして「母親年金 Mothers' Pensions」やセクハラに対する「無償労働」の評価（ウヰズリー・ミッチェル 1921）を導いたこと、さらに同時代における「家政学 Home Economics」の成立と連携したことを重視する。ここで注目される「母親年金」とは、実際には「年金」ではなくて、母親が家庭で家事と子どもの育児を行うことが可能なだけの十分な扶助を与えなければならないという、救貧法の劣等処遇とは異なる新しい福祉の原理にもとづくものである。

質疑応答は以下の通り。① 1920年代の「家政学 Home Economics」と、19世紀後半からの Domestic Economy および現代における「家政学」との関係について。② Home Economics は、「家政学」という名称よりも経済学の観点の訳がいいのではないか。③ 「母親年金」が慈善運動の側から「社会主義」的であると批判された内容。④ 世紀転換期のアメリカの女性労働者の状況と各国比較。⑤ 家事労働の評価を人的役務によって算定する現代的意義。ここで、上記の①と②に関連して以下の点を述べたい。一つは、Home Economics を「家政学」という名称で呼ぶことは一般的呼称ではある。けれども筆者の意図は二つある。一つは、1920年代の「家政学」は、家庭を対象とする点において、19世紀後半からの「家政学運動」に連なる。けれども「無償労働」の意味を市場労働中心の経済学に対峙させたという意味において理論的に異なる。もう一つは、「家政学 Home Economics」と1960年代以降のベッカーらによる「新家庭経済学 New Household Economics」との違いを明確にすることである。後者は、家庭内労働を男女の比較生産性原理と家計内効用最大化で論じており、そこにはジェンダー平等の視点は見られない。

（はら・のぶこ 法政大学名誉教授／大原社会問題研究所名誉研究員）